

論文博士号取得希望者に対する支援事業
受託機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業実施が困難になった場合等における令和
2(2020)年度論文博士号取得希望者に対する支援事業委託費の取扱いについて (通知)

日頃より日本学術振興会の各種事業について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本会の論文博士号取得希望者に対する支援事業では、新型コロナウイルス感染症による渡航制限等に伴う研究活動への支障を考慮し、委託費の取扱いに関し以下の特例措置を講じることといたします。

各機関におかれましては、研究指導者等に周知いただくとともに、引き続き研究者等の安全確保を最優先に配慮いただきながら、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 令和 2(2020)年度の業務委託期間終了日の延長について

令和 2 (2020) 年度の実施計画を年度内に完了することが困難であると判明した場合、論博研究者が希望する場合には、事前の申請及び変更契約の締結により、令和 2 (2020) 年度業務委託契約の委託期間の終了日を令和 3 (2021) 年度末まで延長することができます。その際、以下のいずれかを選択できます。

- ① 令和 2 (2020) 年度業務委託契約の委託期間の終了日を令和 3 (2021) 年度末まで延長し、採用終了を 1 年延期する。
- ② 令和 2 (2020) 年度業務委託契約の委託期間の終了日を令和 3 (2021) 年度末まで延長するとともに、来年度の新規委託契約を行う。

2. 留意点

- ・①で採用終了を延長する場合も委託費の追加配分はありません。
- ・①では、令和3（2021）年度業務委託契約は締結せず、翌年度に延期されます。②では、令和3（2021）年度業務委託契約については、通常通り令和3（2021）年4月頃に行います。
- ・②では令和2年度分の残りの委託費と令和3年度分の委託費を並行して使用出来ますが、合算使用することは出来かねます。
- ・なお、十分な研究活動が困難な状況にあっても、今後の研究計画の遂行状況を考慮し、本通知における特例措置を希望されない場合は、特に手続きを行う必要はありません。

3. 手続き

上記の特例措置を希望する場合は、10月30日（金）17時までに、別添の希望調書を受託機関の事務局より本会まで電子メールにて御提出下さい。

変更契約の締結手続きについては、追って12月頃に該当機関に連絡いたします。

以上

【担当】

独立行政法人日本学術振興会国際事業部

人物交流課交流係

[Tel:03-3263-2368](tel:03-3263-2368)

Email: ronpaku@jsps.go.jp